(定価 箇年 三万八千八百八十円)

令 和 元 年

第

号 金

曜日

六

六月二十 八 日

目

次

示

 監査委員告示

示

## 〇 告

大分県告示第八十四号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の

おいて準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、

令和元年六月二十八日

大分県知事

広 瀬

勝

貞

届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン豊後高田

豊後高田市大字高田二千二百五十七番 外

届出者の氏名又は名称及び住所

2

イオンタウン株式会社

代表取締役 加藤 久 誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地

令和元年六月二十八日

3 変更した事項 大規模小売店舗の名称

変更前 ロックショッピングタウン豊後高田

変更後 イオンタウン豊後高田

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 大 門 淳

 $(\Xi)$ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ 変更後 代表取締役 加 藤 誠

ては代表者の氏名

変更前 イオン九州株式会社

代表取締役 畄 澤 正

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

外十者

変更後 イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

外十者

4 変更の年月日

(--)大規模小売店舗の名称

平成二十三年十一月二十一日

 $(\Box)$ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

同条第三項に

平成三十年五月二十八日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

平成二十六年五月二十二日外

届出年月日

令和元年六月六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年六月二十八日から同年十月二十八日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

大分県報 (告示)

その関係図面は、令和元年六月二十八口区域を変更する。	大分県告示第八十七号	千町無田土地改良区	土地改良区名	令和元年六月二十八日	良区の定款変更を認可した。	土地改良法(昭和二十四年1	大分県告示第八十六号	<b>***</b>		玖珠町土地改良区	i i	土地改良区名		令和元年六月二十八日 良区の定款変更を認可した。 日本の定款変更を認可した。	R 告示第 行 十	は、そり言む申し出ることができる。	に提出しなければならない。	月二十八日までに意見の内容	法第八条第二項の規定によ	四その他
令和元年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置令和元年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置土年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により「次のように道路の		玖珠郡九重町		大分県知事		土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		玖珠郡玖珠町	7	所 在 地	大分県知事	令和元年六月二十八日区の定款変更を認可した。というでは、第三十条第二項の規定により、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、会別を対してより	X 1 1 10 2 8	rできる。 ぬ定による意見の縦覧において、	戦した意見書を大分県商工観光:	月二十八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地	法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和元年十	
土木建築部道路保全課に備え置土木建築部道路保全課に備え置	(	令元・ 六・一七	認可年月日	広 頼 勝 貞		二項の規定により、次の土地改		~~~~		令元・ 六・一七	1	認可年月日	広 瀬 勝 貞	次の土地改		Sikip )出ることができる。 法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者	に提出しなければならない。「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課	名称及び住所又は所在地(以下	、この告示の日から令和元年十	
	日田線出			及び路線名	道路の種類		令和元年	いて一般の窓	その関係図	区域を変更す	道路法(昭	大分県告示第		線	 県道白地日		及び路線名		令和元年	いて一般の縦
日田市大字小野字大石二二九六番一三から	三六四番三まで三九六番一三から	日田市大字小野字梛野二三六三番四地先まで	日田市大字小野字大石二二九七番三から	日日ガスミンチェルチュー	区		令和元年六月二十八日	て一般の縦覧に供する。	面は、	する。	昭和二十七年法律第百八十号)	第八十八号	***************************************	<ul><li>○番二まで</li><li>○番二まで</li><li>一番九地先から</li><li>二番九地先から</li><li>一番九地先から</li><li>一番一まで</li></ul>		二番九地先から 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四	区間		年六月二十八日	縦覧に供する。
後		前		前	区域				八日から		<b>号</b> )第十		}	小追四〇	小追四○五	小迫四○		+		
В	В		A	─ 後 別	域変更	大分:			5118		八		}	○ ○ 五. 五.	五.	○ <u>F</u> i.		分		
B = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	四 〈 六 一・		一 ~七 ~三) 〇三)	— 後 別	敷眦	大分県知事 -			9二週間大分県-		第十八条第一項の開			後	五前		前 後 別	大分県知事		
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	四 〈 六· 三 五 五		一 一	後別		大分県知事 広 瀬			ら二週間大分県土木建築部道		項の規定により、				前 		前後別 敷地の幅員	八分県知事 広 瀬		
	四六・五 五 四六〇・〇	ける数に表示	- 七 - 7 - 1 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7	後別 り ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	敷地の幅員	広			令和元年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置					後 二四·七 - 五·	前	四・メートル	後 別 敷地の	広		

L.	F C E	
_	て、プリアとは大王兵交員	事
	長	恭
	大分県監査委員 三 浦	正臣
	大分県監査委員 小 嶋	
一監査の事務を補	助する者の氏名及び住所	
		資格等
		7
吉 富 健太郎	大分市明野南一丁目三四番三四号	公認会計士
<b>E</b>	大子市東季日町六―六アスティオン季日八〇七	公忍会计上
5	フクトリオートロン・ファンス・オーノ(1)	ノミークラー
丹宗英樹	大分市東鶴崎三丁目四番一四号	公認会計士
三嶋健太	大分市千代町四丁目一番五号堀川ビル四〇二	公認会計士
令和元年七月一二 監査の事務を補	日から令和二年三月三十一日まで助できる期間	
		令和元年六月二十八日 大分県監査委員 長   大分県監査委員 長   大分県監査委員 大分市東轄崎三丁目四番一四号   定 基金の事務を補助する者の氏名及び住所   氏 名   大分市東轄崎三丁目四番一四号 大分市東轄崎三丁目四番一四号   企 大分市東轄崎三丁目四番一四号   市 大分市東轄崎三丁目四番一四号   市 大分市東轄崎三丁目四番一四号   市 大分市東轄崎三丁目四番一四号   市 大分市東轄崎三丁目四番一四号   市 市